

事業参加者の皆様へ

事業参加者保護及び事業継続に関する月次報告書

令和 8 年 9 月 30 日

【営業者】都市綜研インベストファンド株式会社

代表取締役 柳瀬 健一

【販売代理】みんなで大家さん販売株式会社

代表取締役 柳瀬 鳳憲

はじめに

平素より、当社事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、一部商品の分配金及び償還の遅延により、事業参加者の皆様に長期間にわたり多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

当社は、令和 6 年 6 月以降、毎月月末を目安として、各商品の分配・償還状況、対象不動産及び財産管理口座の状況、法的・行政上の手続、資産売却・資金調達及び成田プロジェクトその他の重要事項について継続的にご報告しております。

令和 8 年 7 月 31 日付「事業参加者保護及び事業継続に関する基本報告書」においてお示した、**事業参加者保護を最優先とすること、事業継続は事業参加者保護を実現するための手段であること、重要な事実について継続的に説明責任を果たすこと**、という基本姿勢に変更はありません。

本月次報告書では、令和 8 年 9 月中の状況及び前月から継続する重要事項について、現時点で把握している内容をご報告いたします。

9 月中におきましては、前月ご報告した事務所移転及びこれに伴うシステム等の移設作業が完了いたしました。一方、分配・償還、資産売却、資金調達及び成田プロジェクト等の主要事項につきましては、引き続き各種の取組を進めておりますが、**本報告書作成時点において、事業参加者の皆様に新たに確定事項としてご報告できる大きな進展には至っておりません。**

事業参加者の皆様が、一日も早い分配金のお支払い及び償還の実現をお待ちになっている中、このようなご報告となりますことを、当社としても重く受け止めております。

当社は、進展がない場合も含め、現状を正確にお伝えすることが説明責任であると考えております。今後も、未確定の事項について過度な期待を抱かせるようなご説明を行うことなく、確定した事実と将来の見通しを明確に区別し、重要な進展が確認できた段階で速やかにご報告してまいります。

第 1 章 事務所移転及びお問い合わせ対応について

前月の月次報告書においてご案内いたしました、都市綜研インベストファンド株式会社及び販売代理であるみんなで大家さん販売株式会社の事務所移転につきましては、予定していた移転作業を完了いたしました。なお、みんなで大家さん販売株式会社につきましては、令和 8 年 10 月 1 日付で本店所在地を以下の住所へ登記変更致します。

また、事務所移転に伴って実施しておりましたシステムサーバー、電話回線その他の情報通信設備の移設・再設定作業についても完了しております。

移転期間中、事業参加者の皆様にはお問い合わせ等に関してご不便、ご心配をお掛けいたしましたことをお詫び申し上げます。

新事務所は、以下のとおりです。

【営業者】

都市綜研インベストファンド株式会社

〒564-0053

大阪府吹田市江の木町 1-24 紙谷第 3 ビル 203 号室

【販売代理】

みんなで大家さん販売株式会社

〒107-0052

東京都港区赤坂四丁目 2 番 3 号 ディライトビル 2 階

なお、いずれの事務所につきましても郵便物の受取りや事務作業を行う拠点であり、来客対応の窓口は設けておりません。

第 2 章 各商品及び財産管理の状況

1. 各商品の状況について

令和 8 年 9 月 30 日時点において、各商品の分配及び償還の状況については以下のとおりです。

(1) 各商品の分配金支払状況

【9 月度分配遅延の商品一覧（奇数月分配商品）】

- ・ みんなで大家さん 45 号、49 号（2 商品）
- ・ みんなで大家さんファーム 7 号
- ・ みんなで大家さん伊勢 7
- ・ みんなで大家さん成田 1 号、3 号、5 号、7 号、9 号、11 号、13 号、15 号、17 号（9 商品）
- ・ プライベート大家さん 3

【満期を迎えている商品について】

みんなで大家さん 37 号、39 号、43 号、47 号、ファーム 5 号は 2025 年 9 月度分配金からお支払いが遅延している状況です。

(2) 償還遅延について

満期を迎えた以下の商品につきまして、資産売却や資金調達による償還を予定しておりましたが、現時点でこれらが完了しておらず、償還が遅延しておりますことを心よりお詫び申し上げます。

【償還遅延の商品一覧】

- ・ みんなで大家さん 34 号、37 号、39 号、40 号、42 号、43 号、47 号
- ・ みんなで大家さんファーム 5 号、ファーム 6 号
- ・ みんなで大家さん伊勢 6

当社は、分配金及び償還原資の確保に向けた取組を継続しておりますが、現時点において、確定的なお支払時期をお約束できる状況には至っておりません。

事業参加者の皆様には長期間お待たせしておりますことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

2. 対象不動産及び財産管理口座への差押えについて

対象不動産、財産管理口座及び一部賃料債権等に対する差押え・交付要求等につきましては、前月の月次報告書において詳細をご報告しております。

本月次報告書においても、前月報告書に記載した差押え・交付要求等の内容を引き続き現状に関する基礎情報としてご報告いたします。

■商品名「みんなで大家さん宗右衛門町」

所在地（地番）：大阪府大阪市中央区宗右衛門町 19 番 1

(1)日付：令和 7 年 11 月 19 日

差押権者：大阪国税局

債務額：172,204,400 円

理由：令和 6 年度法人税、地方消費税、消費税及地方消費税外

(2)日付：令和 7 年 12 月 3 日

差押権者：大阪国税局

債務額：84,112,900 円

理由：令和 7 年度法人税、地方消費税、消費税及地方消費税外

(3)日付：令和 7 年 12 月 15 日

差押権者：大阪中央府税事務所

債務額：13,975,900 円

理由：令和 6 年度法人府民税外

※なお、当該差押えは、令和 8 年 2 月 1 2 日をもって解除されました。

(4)日付：令和 7 年 12 月 24 日

差押権者：福岡県遠賀郡水巻町

債務額：21,813,600 円

理由：令和 7 年度固定資産税

(5)日付：令和 8 年 2 月 5 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：22,670,000 円

理由：出資金譲渡代金

※なお、上記差押えの債務は、令和 8 年 3 月 2 日をもって消滅しました。

(6)日付：令和 8 年 2 月 4 日

差押権者：北九州市

債務額：3,798,000 円

理由：令和 7 年度固定資産税

※なお、上記差押えは、令和 8 年 2 月 10 日をもって解除されました。

(7)日付：令和 8 年 3 月 13 日

差押権者：譲渡契約者(十五件)

債務額：496,129,000 円

理由：出資金譲渡代金

(8) 日付：令和 8 年 5 月 7 日

差押権者：北九州市

債務額：15,197,900 円

理由：令和 8 年度固定資産税

(9)日付：令和 8 年 5 月 21 日

差押権者：譲渡契約者(三件)

債務額：17,142,000 円

理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者四名から配当要求、大阪中央府税事務所及び大阪市船場法人市税事務所から交付要求がなされております。

(10)日付：令和 8 年 5 月 22 日

差押権者：譲渡契約者(二件)

債務額：18,373,000 円

理由：出資金譲渡代金

※別途、大阪中央府税事務所及び奄美市から交付要求がなされております。

(11)日付：令和 8 年 5 月 25 日

差押権者：福岡県遠賀郡水巻町

債務額：43,619,100 円

理由：令和 8 年度固定資産税

※なお、福岡県遠賀郡水巻町の令和 7 年度及び令和 8 年度固定資産税の合計 65,959,300 円は、併せて日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権差押えがなされています。

(12)日付：令和 8 年 5 月 25 日

差押権者：譲渡契約者(五百四件)

債務額：12,028,950,000 円

理由：出資金譲渡代金

(13)日付：令和 8 年 6 月 4 日

差押権者：大阪国税局

債務額：24,153,900 円

理由：令和 8 年度消費税及地方消費税

(14)日付：令和 8 年 7 月 7 日

差押権者：譲渡契約者(三一八件)

債務額：3,190,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

(15)日付：令和 8 年 7 月 14 日

差押権者：大阪国税局

債務額：127,125,600 円

理由：令和 8 年度法人税、地方法人税、消費税及地方消費税

(16)日付：令和 8 年 7 月 21 日

差押権者：大阪中央府税事務所

債務額：12,366,000 円

理由：令和 8 年度法人府民税、法人事業税・特別法人事業税

(17)日付：令和 8 年 7 月 28 日

差押権者：奄美市

債務額：165,000 円

理由：令和 7 年度固定資産税

(18)日付：令和 8 年 7 月 28 日

差押権者：奄美市

債務額：149,000 円

理由：令和 8 年度固定資産税

(19)日付：令和 8 年 7 月 28 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：6,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

(20)日付：令和 8 年 8 月 14 日

差押権者：大阪市船場法人市民税事務所

債務額：3,152,300 円

理由：令和 8 年度法人市民税

(21)日付：令和 8 年 8 月 14 日

差押権者：奄美市

債務額：441,000 円

理由：令和 8 年度固定資産税

(22)日付：令和 8 年 8 月 18 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：6,077,292 円

理由：出資金譲渡代金

(23)日付：令和 8 年 9 月 4 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：通知書が未達のため不明

理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん成田 15 号」

所在地（地番）：千葉県成田市小菅字溝川 435 番

(1)日付：令和 7 年 12 月 16 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：6,600,000 円

理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん成田 15 号」

所在地（地番）：千葉県成田市小菅字溝川 414 番 6

(1)日付：令和 7 年 12 月 11 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：10,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん成田 15 号」

所在地（地番）：千葉県成田市小菅字溝川 425 番 1

(1)日付：令和 8 年 2 月 25 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：2,200,000 円

理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さん 49 号」

所在地（地番）：栃木県宇都宮市宿郷一丁目 3 番 4

(1)日付：令和 7 年 12 月 25 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：35,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

■商品名「みんなで大家さんファーム 6 号」

所在地（地番）：鹿児島県奄美市住用町大字摺勝字廣 531 番外

(1)日付：令和 8 年 2 月 2 日

差押権者：奄美市

債務額：165,000 円

理由：令和 7 年度固定資産税

※なお、上記差押えは、令和 8 年 2 月 20 日をもって解除されました。

(2)日付：令和 8 年 9 月 7 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：通知書が未達のため不明

理由：出資金譲渡代金

※別途、奄美市から交付要求等がなされております。

■商品名「みんなで大家さん 34,37,39,42,43,45,46 号」

所在地（地番）：福岡県北九州市八幡西区美吉野 1147 番 3 外

(1)日付：令和 8 年 5 月 15 日

差押権者：北九州市

債務額：15,200,200 円

理由：令和 8 年度固定資産税

(2)日付：令和 8 年 8 月 17 日

差押権者：東京都千代田都税事務所

債務額：13,555,200 円

理由：令和 8 年度法人事業税外

■商品名「みんなで大家さん 47 号」

所在地（地番）：埼玉県熊谷市筑波一丁目 99 番 3 外

(1)日付：令和 8 年 6 月 5 日

差押権者：譲渡契約者(一件)

債務額：3,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者一名、熊谷市、奄美市、大阪国税局、大阪中央府税事務所及び奄美市から交付要求等がなされております。

(2)日付：令和 8 年 8 月 3 日

差押権者：大阪市船場法人市税事務所

債務額：3,143,800 円

理由：令和 8 年度法人市民税

(3)日付：令和 8 年 9 月 24 日

差押権者：大阪市船場法人市税事務所

債務額：1,632,385 円

理由：令和 8 年度法人市民税

■商品名「みんなで大家さん伊勢 6,伊勢 7,伊勢 8 号」

所在地（地番）：三重県伊勢市二見町三津字新開 1146 番建物外

(1)日付：令和 8 年 8 月 4 日

差押権者：伊勢市

債務額：1,042,000 円

理由：令和 8 年度固定資産税

(2)日付：令和 8 年 8 月 17 日

差押権者：東京都千代田都税事務所

債務額：13,555,200 円

理由：令和 8 年度法人事業税外

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 7 年 10 月 17 日

事件番号：令和 7 年（ル）第 8112 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)成田 2 号管理口座：579 円

(2)成田 3 号管理口座：7,402 円

(3)成田 4 号管理口座：1,147 円

(4)成田 5 号管理口座：5,213 円

(5)成田 6 号管理口座：1,449 円

(6)47 号管理口座：1,035,539 円

(7)成田 7 号管理口座：21,002 円

(8)伊勢 6 期管理口座：1,614,011 円

(9)成田 8 号管理口座：1,281 円

(10)成田 9 号管理口座：29,321 円

(11)成田 10 号管理口座：6,670 円

(12)ファーム 6 号管理口座：322,669 円

(13)成田 11 号管理口座：17,817 円

(14)成田 12 号管理口座：31,682 円

(15)成田 13 号管理口座：46,889 円

(16)成田 14 号管理口座：23,725 円

(17)成田 15 号管理口座：85,568 円

(18)成田 16 号管理口座：65,236 円

(19)みんなで大家さん mini ホテル花更紗管理口座：3,357,277 円

以上 19 口座合計 6,674,477 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 1 月 15 日、同 16 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 135 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

[2026/1/15]

(1)34 号管理口座：942,167 円

(2)伊勢 7 期管理口座：1,003,100 円

(3)成田 1 号管理口座：4,170,512 円

(4)37 号管理口座：2,250,378 円

(5)PV 西伊豆 4 管理口座：295,813 円

(6)ファーム 5 号管理口座：414,108 円

(7)39 号管理口座：2,399,713 円

(8)45 号管理口座：2,299,692 円

[2026/1/16]

(9)46 号管理口座：603,951 円

(10)成田 2 号管理口座：579 円

(11)成田 3 号管理口座：7,402 円

(12)成田 4 号管理口座：1,148 円

(13)成田 5 号管理口座：5,213 円

(14)成田 6 号管理口座：1,450 円

(15)成田 7 号管理口座：21,004 円

(16)成田 8 号管理口座：1,282 円

(17)47 号管理口座：1,036,307 円

(18)伊勢 6 期管理口座：537,814 円

以上 18 口座合計：15,991,633 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 1 月 19 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 209 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)成田 9 号管理口座：29,324 円

(2)成田 10 号管理口座：6,671 円

(3)成田 11 号管理口座：17,818 円

(4)成田 12 号管理口座：31,685 円

(5)伊勢 6 期管理口座：1,076,887 円

(6)ファーム 6 号管理口座：323,146 円

(7)成田 13 号管理口座：46,895 円

(8)成田 14 号管理口座：23,735 円

(9)成田 15 号管理口座：85,578 円

(10)成田 16 号管理口座：45,242 円

(11)49 号 B-WAVE 管理口座：503,112 円

(12)成田 17 号管理口座：9,184,789 円

(13)大家さん mini 管理口座：8,004,789 円

以上 13 口座合計 19,379,671 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 1 月 20 日

事件番号：税中央第 8188 号

差押権者：大阪中央府税事務所

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)宗右衛門町管理口座：14,141,280 円

理由：令和 6 年度法人府民税外

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 1 月 29 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 324 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)成田 7 号管理口座：1 円

(2)47 号管理口座：72 円

(3)伊勢 6 期管理口座：128 円

- (4)成田 9 号管理口座：2 円
- (5)ファーム 6 号管理口座：27 円
- (6)成田 11 号管理口座：1 円
- (7)成田 12 号管理口座：3 円
- (8)成田 13 号管理口座：4 円
- (9)成田 14 号管理口座：2 円
- (10)成田 15 号管理口座：7 円
- (11)成田 16 号管理口座：4 円
- (12)成田 17 号管理口座：21,693,362 円
- (13)成田 18 号管理口座：10,127 円
- (14)伊勢 8 期管理口座：1,822,018 円
- (15)ファーム 7 号管理口座：792,777 円
- (16)宗右衛門町管理口座：1,107,675 円
- (17)43 号管理口座：2,535,353 円
- (18)42 号管理口座：1,594,405 円
- (19)大家さん mini 管理口座：366,588 円

以上 19 口座合計 29,922,556 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 4 月 20 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 2605 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

- (1)成田 13 号管理口座：200,008 円
- (2)成田 16 号管理口座：10,000 円
- (3)宗右衛門町管理口座：9,996,098 円
- (4)大家さん mini 管理口座：1,646,766 円

以上 4 口座合計 11,852,872 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 5 月 26 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 3863 号、令和 8 年（ル）第 9066 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

- (1)34 号管理口座：105 円
- (2)伊勢 7 号管理口座：111 円
- (3)成田 1 号管理口座：465 円
- (4)37 号管理口座：250 円
- (5)伊豆 4 号管理口座：33 円
- (6)ファーム 5 号管理口座：46 円
- (7)39 号管理口座：267 円
- (8)45 号管理口座：256 円
- (9)46 号管理口座：1,712,464 円
- (10)40 号管理口座：1,575,840 円
- (11)成田 13 号管理口座：1 円
- (12) 大家さん mini 管理口座：108 円

以上 12 口座合計 3,289,946 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 6 月 2 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 4138 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

- (1)大家さん mini 管理口座：2,200,077 円

理由：出資金譲渡代金

※併せて、株式会社サンティア、株式会社丸協組、及び日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権差押えがなされています。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 6 月 19 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 4747 号、令和 8 年（ヲ）第 9084 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

- (1)プライベート 3 号管理口座：2,000,000 円

理由：出資金譲渡代金

※併せて、株式会社サンティア、和数寄ホテルズ&リゾート株式会社、及び日本駐車場メンテナンス株式会社からの賃貸料に対する債権差押えがなされています。

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 7 月 6 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 5366 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え債権

(1)みんなで伊勢を良くし本気で日本と世界を変える人達が集まる株式会社からの賃貸料に対する債権
理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 7 月 9 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 5410 号、令和 8 年（ヲ）第 9095 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)48 号管理口座：9,424,187 円

(2)プライベート 3 号管理口座：12,465,418 円

理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 7 月 21 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 5786 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1) 大家さん mini 管理口座：16 円

理由：出資金譲渡代金

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 7 月 23 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 5570 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)48 号管理口座：566,703 円

理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 7 月 31 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 6130 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)大家さん mini 管理口座：485,682 円

理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■差押え債権と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 8 月 12 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 6330 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え債権

(1)日本駐車場メンテナンス株式会社、和数寄ホテルズ&リゾート株式会社からの賃貸料に対する債権

理由：出資金譲渡代金

※別途、譲渡契約者一名から配当要求等がなされております。

■預金と差押え額と日付及び理由（内容や額等）

日付：令和 8 年 8 月 31 日

事件番号：令和 8 年（ル）第 6873 号

差押権者：譲渡契約者(一件)

差押え対象財産口座と差押え金額

(1)大家さん mini 管理口座：78 円

理由：出資金譲渡代金

当社は、引き続き対象不動産及び財産管理口座の状況を確認し、法的手続が事業参加者の皆様の利益及び今後の償還に与える影響を可能な限り抑えるため、顧問弁護士その他の専門家とも連携しながら必要な対応を行ってまいります。

第 3 章 事業参加者保護に向けた再建方針

当社の事業再建に関する基本方針について、前月から変更はありません。

当社は、事業参加者の皆様への償還及び分配金のお支払いを最優先課題として、

- ① グループ保有資産の売却による資金確保
- ② 既存事業の継続及び収益基盤の再構築

- ③ 成田プロジェクトの開発推進
- ④ 各商品の対象不動産の収益力向上
- ⑤ 不動産価値の再創造及び最大化
- ⑥ 商品対象不動産の売却による償還

を並行して進めております。

成田プロジェクトについて

成田プロジェクトにつきましても、前月から基本的な状況に変更はありません。

現時点では、NAA との再契約に関する協議を開始する際に必要となる造成残工事代金相当額の資金証明を提出できていない状況が継続しております。

当社グループは、グループ資産の売却その他の方法により必要資金を確保することを目指すとともに、国内外の提携先及び資金提供候補との協議を継続しております。

しかしながら、現時点において事業参加者の皆様に確定事項としてご報告できる資金調達又は事業提携の成立には至っておりません。

当社としては、未確定の協議内容や実現時期について安易な見通しをお示しすることはせず、具体的な進展が確定した段階で速やかにご報告する方針です。

成田プロジェクトの推進が、中長期的な収益基盤の回復及び事業参加者の皆様への償還原資確保に重要な役割を果たすとの基本認識に変更はありません。

第4章 今後の情報開示及び事業参加者の皆様へ

当社は、今後も毎月一回を目安として、各商品の分配・償還状況、対象不動産及び財産管理口座の状況、資産売却、資金調達、法的手続、成田プロジェクトその他の重要事項について継続的にご報告いたします。

新たに公表すべき重要事項が生じた場合には、月次報告を待たず、可能な範囲で適時に情報提供を行ってまいります。

事業参加者の皆様には、長期にわたり多大なるご心配、ご不安及びご迷惑をお掛けしておりますことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

当社としても、皆様が具体的な進展をお待ちになっていることを十分認識しております。

そのような中、今月、分配・償還等について新たな確定事項をご報告できないことを重く受け止めておりますが、**確定していない事項を進展としてお伝えするのではなく、現状を正確にお伝えし続けることも、事業参加者の皆様に対する重要な責任であると考えております。**

当社は、事業参加者の皆様への責任を放棄することなく、償還及び分配の実現を最優先課題として、資産売却、資金調達、既存事業の再構築及び成田プロジェクト等、可能な施策を一つひとつ進めてまいります。

具体的な進展が確認された事項については、速やかに皆様へご報告いたします。

引き続きご心配をお掛けする状況ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上